

確定申告はお早めに！

平成25年分の所得税・消費税（個人事業所）の確定申告の時期になりました。

所得税の申告・納税は3月17日（月）まで、個人事業所の消費税・地方消費税の申告・納税は3月31日（月）までです。

決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽にお尋ねください。



平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

◎記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

平成26年 1月10日現在

日本生活金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業小口資金融資制度			
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	1.45% ~3.90%	中小企業 振興資金	1年以内	1.9%	小口 資金	1年以内	1.9%
小規模等経営改善資金 [通称：マル経資金] (無担保・無保証人)	1.60%		1年超3年以内	2.1%		1年超3年以内	2.1%
			3年超5年以内	2.4%		3年超5年以内	2.4%
国の教育ローン	2.35%		5年超7年以内	2.6%			
		7年超10年以内	3.0%	または変動金利			
		10年超	変動金利				

※各制度の内容やお申込み、この他の制度の金利など詳しくは、商工会議所（電話：53-2244）にご確認ください。

日々の記帳事務軽減に個人事業者を対象にした「記帳代行」のご利用を！

マル経融資(担保・保証人不要)のご案内

日本政策金融公庫制度の中に、小規模事業者経営改善資金(通称 マル経)と呼ばれる制度がございます。下記内容をご覧の上、事業資金調達にお役立て下さい。

ご融資額	1500万円	
ご融資期間	運転資金	設備資金
	7年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	不要	
申込条件	ア. 従業員数は小売業・卸売業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) 5人以下 製造業・その他の業種で 20名以下 であること	
	イ. 事業に係る税金はすべて完納していること。 ウ. 同一地区内で1年以上事業を営んでいること エ. 商工会議所の実施する経営指導を受けていること。	
必要なもの	個人事業主	法人
	ア. 確定申告書、決算書2年分 イ. 所得税・住民税の領収書または納税証明書	ア. 確定申告書・決算書2期分 (決算後6ヶ月以上経過している場合は直近の試算表も必要です) イ. 法人税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書 ウ. 初めての利用、または完済後1年以上経過している場合は「登記事項全部証明書」が必要です。
・設備資金の申込については、見積書・カタログのコピーが必要です。 ・不動産を所有している場合は、「固定資産名寄台帳の写し」もしくは「固定資産税納付通知書」のコピーが必要です。(個人・法人不問)		

業種によっては営業に関する許認可証等の写しを頂く場合がございます。詳しくは商工会議所まで。

経営者の退職金 小規模企業共済制度

●制度改正でさらに魅力アップ!

平成23年1月から個人事業主の「共同経営者」(個人事業主1人につき2人まで)も加入できるようになりました。
 ※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①・②をともに満たす方となります。
 ①「事業の経営において重要な意思決定をしている」または「事業に必要な資金を負担している」
 ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

●税制面などで大きなメリット!

①掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
 ②共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。
 ③共済金は一括受取り、又は分割(10年・15年)受取り。一括受取り・分割受取りの併用もできます。
 ④契約者貸付制度(担保・保証人不要)が利用いただけます。

●安心・確実な共済制度です!

①法律に基づく制度です。
 ②全国で約156.5万人が加入しています。
 (平成25年3月末現在)
 ③共済金受給権は差押え禁止債権として保護されています。(国税滞納処分等の場合を除く)

●掛 金

・掛金月額は、1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。
 (半年払い、年払いもできます)
 ・掛金は増額・減額ができます。
 (減額には一定の要件が必要です。)
 ・掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

制度の内容、共済のお問合せ・お申込みは、南さつま商工会議所へご連絡ください。

ご連絡先 電話0993-53-2244

新たな取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を!